

耐震改修を行った住宅に対する固定資産税の減額

減額対象家屋等

【対象家屋】 昭和57年1月1日以前に建築された住宅(併用住宅の場合は居住部分が2分の1以上のもの)

【工事期間】 耐震基準に適合する改修工事が平成18年1月1日から令和8年3月31日までの間に完了

- 【工事内容の要件】
- 1 耐震基準に適合する工事
 - 2 耐震改修工事に要する費用が1戸当たり50万円を超えるもの

減額の内容

【対象税額】 1戸当たり居住部分が120㎡までに相当する額(居住部分が120㎡までの家屋は全額)

※改修工事が改築とみなされる場合は、改築後の評価額から算出した税額をもとに減額します。

【減額率】 1/2

※耐震改修が行われ、認定長期優良住宅に該当することになったもので、改修後の住宅床面積が50㎡(1戸建て以外の貸家住宅については40㎡)以上280㎡以下のものについては、2/3(通行障害既存耐震不適格建築物については、翌年度が2/3、翌々年度が1/2)となります。

【減額期間】 1年間(耐震改修工事が完了した年の翌年度分)

※当該住宅が通行障害既存耐震不適格建築物であった場合は2年度分

減額を受けるための手続き

【減額に必要な書類】 1 耐震改修住宅に係る固定資産税減額申告書

※申告書は各市税事務所固定資産税課にあります。

2 改修工事に要した費用を証する書類(領収書等)

3 増改築等工事証明書

※北九州市が発行する場合は住宅耐震改修証明書。

※住宅性能表示制度による住宅性能評価書(等級1~3)を提出しても差し支えありません。

4 認定長期優良住宅の減額を受ける場合は認定通知書の写し

【提出期限】 改修工事完了後、3か月以内(やむを得ない場合にはこの限りではありません。)

【提出先】 管轄の市税事務所固定資産税課へご提出ください。

家屋の所在区	担当の市税事務所	電話番号
門司区	東部市税事務所固定資産税課 〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号 (小倉北区役所4階)	093-582-3371
小倉北区		093-582-3372
小倉南区		
若松区	西部市税事務所固定資産税課 〒806-8510 北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号 (コムシティ4階)	093-642-1462
八幡東区		
戸畑区		
八幡西区		093-642-1467